

令和6年

5月農業委員会総会議事録

■日時	2024年（令和6年） 5月14日（火） 14：30～15：12	反 訳	：
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室		
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（13名）</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎</p> <p>6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文</p> <p>11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>10 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計（5名）</p> <p>藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 麓 信也 伊藤 真琴</p>		
提出資料	議案書		
■議案	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>		

■議事内容

事務局	<p>それでは、只今から令和6年5月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>（会長挨拶）</p>
事務局	<p>それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>早速ですけど、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p> <p>本日、委員会に出席されております委員は13名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡がありました委員は、10番 辻林委員です。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは引き続き、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名人には、1番 西川文三委員、2番 井阪武範委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>5月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号、報告第2号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案書 2 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 1 件に関する申請を別紙のとおり定めるものとします。</p> <p>議案第 1 号、1 番、平井町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は平井町で、地目は畑 3 筆、面積は合わせて 6 2 7 平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>申請地は、道路、鉄道、河川等、恒久的な施設等に区画された区域の面積に占める宅地面積の割合が 4 0 パーセントを超えるため、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天駐車場及び資材置場で、譲受人と譲渡人は、申請地の隣接地で事業を行っている運送業者から、「従業員の駐車場及び資材置場が不足しているため、所有者で施工したうえで貸借して欲しい。」との要望を受け、所有者間で協議を行った結果、譲受人が自身の土地と隣接地である譲渡人の土地を譲り受けて転用することになったものです。</p> <p>転用計画については、譲渡人の所有する平井町 2 0 3 番と 9 0 6 番の農地及び譲受人が所有する平井町 9 0 4 番の農地と山林 7 5 平方メートルの合計 7 0 2 平方メートルを転用するもので、申請地は法面を多く含んでおり、利用できる部分は約 5 0 0 平方メートルであることから、転用面積は必要最小限だと判断されます。</p> <p>また、他法令の状況については、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。</p> <p>続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は休耕地となっている農地である。譲受人及び譲渡人に確認したところ、申請内容に間違いのないとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告となりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>友田会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号 事業計画変更申請の承認について、事業計画変更 1 件に関する申請を別表のとおり定めるものとします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第2号 1番 仏並町の物件について事務局から説明願います。 議案書5ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は仏並町で、地目は畑1筆、面積は6,706平方メートルの内、2,479.49平方メートル、転用目的、申請人、当初の許可年月日、変更内容につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、今回の変更申請は工期を延長するのみで、転用目的や利用計画については、当初の許可内容から変更等はございません。 また、農地基本台帳において小作人の登載が無く、立地基準につきましても、前回と同様、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断されます。 続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は農地造成中の農地であり、変更内容が工期の延長のみであるため、周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。申請人に確認したところ、申請内容に間違いのないとこのことで、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>友田会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。 議案書6ページをお願いいたします。 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件を別表のとおり定めるものとします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号 1番 三林町の物件について事務局から説明願います。 事務局の伊藤でございます。 議案書7ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は、三林町で、地目は田1筆、面積は1,533平方メートルでございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし</p>

友田会長	<p>た。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたしま す。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第3号、2番下宮町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書7ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は下宮町で、地目は田1筆、面積は968平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分 につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の友田吉春委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培及び保安全管理されている農地であり、貸し手、借り手 に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申 請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受け ております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし た。</p>
友田会長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号 2番については許可することに決定いたしま す。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画(平成25年法律第101号)第18条第 11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画5件を別表のとおり要請するもの とします。</p> <p>議案第4号 1番、2番、3番 東阪本町の物件につきまして、関連があることか ら、一括説明願います</p> <p>議案書9ページ、1番から3番について関連があることから一括して説明させてい ただきます。</p> <p>物件の所在地は東阪本町で、地目は畑6筆、面積は合わせて4,162平方メー トルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継</p>

	<p>続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の西川委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第4号 1番、2番、3番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>議案第4号 4番 観音寺町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書10ページ、4番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は観音寺町で、地目は田5筆、面積は合わせて3,297平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳に小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻及び野菜など耕作されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第4号 4番については許可することに決定します。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第4号 5番 久井町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書10ページ、5番について説明させていただきます。</p>

友田会長

物件の所在地は久井町で、地目は田4筆、面積は合わせて、2,392平方メートルでございます。

貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。

続きまして、地区担当の森光彦委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題はありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からの説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第4号 5番について許可することに決定します。

次に、報告案件に移ります。

議案書11ページ、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用5件を専決により受理しましたので、報告します。

議案書12ページを御参照ください。

続きまして、議案書13ページ、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転4件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書14ページから15ページを御参照ください。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了しました。

その他、何かご質問等はございませんか。

ご質問等ないようでございますので、本日は委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

これにて終了させていただきます。

閉会時間 15時12分
上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員